

2008年2月4日

斎藤建材事件判決に対する弁護団声明

本日（2008年2月4日）、大阪地方裁判所第9刑事部は、被告人とされた4名の組合員に対して、次のとおりの判決を言渡した。

- Y被告人 傷害罪につき有罪 懲役1年6ヶ月 執行猶予3年（求刑 懲役1年6ヶ月）
- M被告人 傷害罪につき無罪（求刑 懲役1年6ヶ月）
- N被告人 窃盗罪は成立しないが、器物損壊罪は成立するところ、起訴の前提条件である有効な告訴がないから公訴棄却（求刑 懲役10ヶ月）
- W被告人 窃盗罪は成立しないが、器物損壊罪は成立するとして有罪罰金20万円（求刑 懲役1年）

M被告人に対する無罪は、当然であるとはいえ、評価してよい。但し、組合側証人の証言を全て信用できないとしているなどの問題もあり、また、検察官の控訴もありうるので、今後十分な検証が必要である。

N被告人に対する公訴棄却は、窃盗罪の成立を否定した点は評価できるが、検察側の手続的ミスを経由して公訴棄却という結論を導いているなどの問題もあり、また、検察官の控訴もありうるので、今後十分な検証が必要である。

W被告人に対する器物損壊の限度での有罪判決は、窃盗罪は成立しないという弁護側の主張を受け入れたものであり、ある程度評価できるが、被害者と称する糸川和雅の本件当日の暴力的対応等をもう少し問題にするべきである。

最大の問題は、森木敦史に対する傷害罪について、検察官の主張を認め、Y被告人に対し、有罪の判決を言渡した点である。

判決は、森木証言が具体的で特に不自然な点がないから十分信用でき、また、岡田証言も森木証言と主要な部分について概ね一致しているから信用できるとし、一方、組合員側の証人の証言は、いずれも信用できないとして、主として森木証言に基づき、Y被告人の有罪を認定した。

しかし、Y被告人自身が森木を殴ったり蹴ったりしたことを裏付ける証拠はなく、判決もその点は認めざるを得ないので、原判決は、次のような理屈でY被告人に責任があるという結論を出した。

即ち、Y被告人は、森木とつかみ合うなどしていたとき、まわりにいた（氏名不詳の）他の組合員が森木に暴行を加えていたことを認識しながら、これを制止したりなどしていないという状況に照らすと、Y被告人と他の組合員との間に（現場）共謀が成立していたことが明らかであるとして、仮にY被告人が森木に直接暴行を加えていなくても、有罪であるというのである。

森木や岡田の供述調書や証言の内容が警察・検察による露骨な誘導のもとで作られたものであることは、弁護人が詳細に指摘したとおりであるのに、判決は、これらを見做しており、不当というほかない。

判決は、関生支部が、斎藤建材側の暴力的体質や関生支部による団交要求に対する不誠実な対応に抗議し、あらためて団交に応じるよう求めたことに対し、その行動を弾圧するため、警察が介入したのが本件であるという、本件の本質的要素から目をそらし、Y被告人を無理矢理有罪としたものであり、到底許されない。

以 上